

旅館業・温泉施設における労働災害防止説明会を実施（島原署）

開 催 日	平成25年12月3日（火）
主 催	島原労働基準監督署
場 所	雲仙お山の情報館 別館
目 的	本年6月に旅館業において発生した硫化水素中毒による死亡災害を受け、周辺の旅館業及び温泉施設（19社出席）を対象に同種災害の再発防止を図ることを目的とし実施したもの。

説明会では、当署担当者より、県内の旅館業における労働災害について、昨年の発生件数が一昨年と比べ増加、また、その災害の4割以上が「転倒災害」によって発生していることなどから、旅館業及び温泉施設における労働災害を防止するため、次の対策を講じるよう説明を行いました。

事業場トップによる安全衛生方針の表明と安全衛生計画の策定

安全衛生管理体制の整備及び各級管理者の職務励行

リスクアセスメントの実施と機械設備の安全化

定期的な安全衛生教育

健康診断の実施と過重労働による健康障害防止対策の実施

旅館業における典型的な災害である「転倒」、「切れ・こすれ」、「墜落・転落」、「腰痛」災害の防止対策の徹底

続いて、硫化水素中毒による労働災害を防止するため、

「硫化水素とは?」「硫化水素による災害事例」「硫化水素の毒性」（下図）

「硫化水素の管理濃度等」「具体的な中毒防止対策」

について説明を行い、続いて、

「呼吸用保護具の種類と管理」「ガス測定器の操作」

について、実際に使用する保護具やガス測定器を用いながら、その取扱いの留意点等の説明を行いました。

貯湯タンクや貯湯槽の清掃作業等を行うときは、ガス測定器による測定と適切な呼吸用保護具を使用するよう心がけましょう！

硫化水素の毒性

濃度	嗅 覚	呼吸器	眼
0.25ppm	嗅覚の限界		
3~5	不快に感じる中程度の臭気		
10			眼の粘膜の刺激下限
20~30	耐えられるが、臭覚疲労でそれ以上の強さに臭気を感じなくなる	肺の刺激下限	
50			結膜炎、まぶしい、光による痛みの増強等
100~300	2~15分で嗅覚神経麻痺。かえって不快臭は減少したと感ずる。	8~48時間連続暴露で気管支炎、肺水腫による窒息死	
170~300		気道粘膜の灼熱的な痛み 1時間以内なら重篤症状に到らない限界	
350~400		1時間で生命の危機	
600		30分で生命の危機	
700	【脳神経】短時間過度の呼吸後直ちに呼吸麻痺		
800~900	意識喪失、呼吸停止、死亡		
1000	昏倒、呼吸停止、死亡		
5000	即死		